

報道関係者各位

平成30年11月16日
照会先
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長 奥谷 眞児
専門監督官 加賀 勝仁
電話 058-245-8104

県内3業種の最低賃金を改正します

12月21日から19～20円引上げ

- 1 岐阜労働局長（稲原俊浩）は、岐阜県内の3件の特定（産業別）最低賃金を、それぞれ下表のとおり引き上げる改正を決定しました。（添付資料1）
- 3件の引上げ額及び引上げ率は、時間額に一本化した平成14年以降で最高となります。（添付資料2参照）

件名	最低賃金額（時間額）		引上げ額	引上げ率	改正発効日
	現行額	改定額			
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金 （略称：電気）	846円	866円	20円	2.36%	平成30年 12月21日
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金 （略称：自動車）	890円	910円	20円	2.25%	
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金 （略称：航空機）	931円	950円	19円	2.04%	

- 2 特定最低賃金は、県内の対象業種の事業場で働く基幹的労働者約4万人に適用されます。適用業種、適用除外労働者の詳細は、添付資料3をご参照ください。

- 添付資料
- 1 官報公示
 - 2 特定（産業別）最低賃金の推移
 - 3 改正後の最低賃金一覧表